

佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第五号

佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例

佐賀県特別会計設置条例（昭和三十九年佐賀県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

本則第三号を次のように改める。

三 佐賀県就農支援資金特別会計 佐賀県就農支援資金貸付事業

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金の償還金に関する経理は、この条例による改正後の佐賀県特別会計設置条例（以下「改正後の条例」という。）本則第三号の規定にかかわらず、佐賀県就農支援資金特別会計において行うものとする。

3 改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における融資機関に対する貸付金の償還金に関する経理は、改正後の条例本則第三号の規定にかかわらず、佐賀県就農支援資金特別会計において行うものとする。

佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業を行うために設置する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 佐賀県就農支援資金特別会計 佐賀県 就農支援資金貸付事業</p> <p>四 十五 略</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業を行うために設置する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 佐賀県農業改良資金特別会計 佐賀県 農業改良資金貸付事業</p> <p>四 十五 略</p>